

議事日程（開会日） 令和2年9月2日 午前9時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告について
- 日程第 5 議案第41号 令和2年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第 6 議案第42号 令和2年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第 7 議案第43号 令和2年度三重県桑名郡木曾岬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第 8 議案第44号 令和2年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第 9 議案第45号 木曾岬町附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第46号 木曾岬町委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第47号 木曾岬町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第48号 令和元年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 議案第49号 令和元年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 議案第50号 令和元年度三重県桑名郡木曾岬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第15 議案第51号 令和元年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第16 議案第52号 令和元年度三重県桑名郡木曾岬町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第17 議案第53号 令和元年度三重県桑名郡木曾岬町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第18 議案第54号 令和元年度三重県桑名郡木曾岬町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第19 議案第55号 令和元年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計決算認定に

ついて

- 日程第20 議案第56号 社会福祉施設改修工事契約について
- 日程第21 報告第4号 令和元年度決算に基づく木曾岬町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第22 同意第12号 木曾岬町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第23 請願第1号 義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める請願書
- 日程第24 請願第2号 教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願書
- 日程第25 請願第3号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願書
- 日程第26 請願第4号 防災対策の充実を求める請願書

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（6名）

1番	鎌田 鷹介 君	3番	加藤 眞人 君
5番	服部 英二夫 君	6番	三輪 一雅 君
8番	中川 和子 君	9番	伊藤 好博 君

欠席議員（0名）

議場出席説明者

町長	加藤 隆 君	副町長	森 清秀 君
教育長	山北 哲 君	総務政策課長	小島 裕紹 君
総務政策課副参事	中山 重徳 君	危機管理課長	伊藤 雅人 君
会計管理者	山田 克己 君	産業課長	多賀 達人 君
建設課長	内山 幸治 君	住民課長	伊藤 正典 君
福祉健康課長	松本 大 君	税務課長	藤井 光利 君
教育課長	黒田 和弘 君	代表監査委員	深津 和男 君

事務局出席職員

事務局長	平松 孝浩	議会事務局	渡辺 千智
------	-------	-------	-------

=====

午前 9時 0分開会

○議長（服部英二夫君） 皆様、改めまして、おはようございます。

先ほどは、皆様と伊藤厚紀議員の逝去を悼み、黙禱をしていただきました。改めて御冥福をお祈りいたします。

それでは、令和2年第3回木曾岬町議会定例会が招集されましたところ、議員各位におかれましては、諸般何かと御多用の中、御出席を賜り、厚くお礼申し上げます。また、加藤町長をはじめ執行部の皆様におかれましても御出席いただきありがとうございます。

今期定例会に執行部より提出されます議案は、令和元年度一般会計及び特別会計の決算認定のほか、令和2年度の各会計補正予算並びに条例の改正案など、いずれも重要な案件が提出されております。提案議案の内容につきましては、後ほど加藤町長より詳細な説明がなされると存じますので、議員の皆様方におかれましては、住民の負託に応えるべく、十分な御審議を尽くしていただきますようお願い申し上げます。また、議会運営には格段の御理解と御協力を賜りますことをお願い申し上げまして、開会の挨拶といたします。

ただいまの出席議員数は6名です。よって、定足数に達しておりますので、会議は成立します。

それでは、ただいまより令和2年第3回木曾岬町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、既にお手元に配付させていただいたとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（服部英二夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長より指名します。

8番議席、中川和子君、9番議席、伊藤好博君の御兩名を指名します。

日程第2 会期の決定について

○議長（服部英二夫君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

去る8月28日、議会運営委員会が開かれ、今期定例会の議会運営などについて御審議をいただいておりますので、議会運営委員長より委員会の審議の経過報告をお願いします。

○3番（加藤真人君） 議長、3番。

○議長（服部英二夫君） 3番議席、加藤真人委員長。

○3番（加藤真人君） 皆様、おはようございます。

議会運営委員会の御報告をいたします。

去る8月28日午前9時より委員会を開催し、委員4名全員の出席をいただくとともに、地方自治法、議会運営委員会規定等に基づき、議長にも出席を求め、執行部より町長、副町長、担当課長の出席の下、令和2年第3回木曾岬町議会定例会における日程及び付議事件等について協議いたしましたので、その審議経過と結果を御報告いたします。

委員会では、まず、加藤町長より今期定例会に向けての挨拶と提出される議案の大綱について説明を受け、次に、担当課長よりその議案の概要説明を受けて、審議に入りました。

説明を受けました議案の内容は割愛させていただきますが、本定例会初日提出議案は、令和2年度町一般会計及び特別会計の補正予算案4件、条例の改正3件、令和元年度一般

会計、特別会計及び企業会計の決算認定議案の8件、工事契約1件、報告案件1件、同意案件1件、請願案件4件、合わせて22件であります。これらの議案について、十分に内容を審議した結果、いずれも重要な案件であることを本委員会は認識いたしまして、全てを今期定例会で審議する議案として承認いたしました。

また、この審議議案の状況から、本定例会の会期日程についての審議では、審議日程などを考慮し、会期を本日2日から17日までの16日間とし、十分な審議を尽くしていただくことで承認いたしました。

次に、本定例会の議事日程でございますが、本日の日程は、この後、議長による諸般の報告並びに加藤町長による行政報告を行っていただくこととしております。この行政報告が終わりました後に、議件名を省略させていただきますが、議案第41号から議案第56号までの16議案を一括上程していただき、加藤町長に提案理由の説明を求め、このたびは決算承認議案がありますので、代表監査委員より決算審査報告を行っていただきます。なお、上程議案は委員会の付託を省略し、本会議で御審議していただくこととしています。このことから、議案第41号から議案第55号までの議案は、9月8日及び9月10日に議案質疑をしていただきます。

次に、上程されている議案第56号の審議を行っていただきます。担当課長からの詳細説明を受けた後、質疑、討論、採決を行っていただくこととしています。

次に、報告第4号を上程し、町長より提案理由説明を行っていただき、その後、担当課長より詳細説明をしていただきます。

次に、同意第12号を上程し、町長より提案理由の説明と担当課長の詳細説明を受けた後、質疑を行っていただき、その後、この議案は人事案件ですので、討論を省略し、直ちに採決を行っていただくこととしています。

次に、請願第1号から請願第4号までの請願書4件を審議していただきます。このたびの請願書は委員会の付託を行わず、本会議で審査していただくこととし、上程後、紹介議員から趣旨説明を受けて、質疑、討論、採決を行っていただきます。

以上で令和2年第3回定例会の初日は散会とさせていただきます。

なお、議案の説明会を本日定例会散会后、協議会室にて行い、説明の時間が不足する場合は3日午前9時から引き続き行うことといたしておりますので、御報告させていただきます。

次に、議案質疑日ですが、9月8日並びに10日午前9時から開催を予定しております。

次に、定例会の再開日は9月15日午前9時より再開し、最初に一般質問を行っていただきます。一般質問の通告は3名の方が通告されており、それぞれ受付順に質問し、答弁をいただくこととしましたので、よろしくお願いたします。

なお、発言は町の議会関係例規に基づいて行っていただきます。

この一般質問を終えた後、報告第4号を上程し、質疑を行っていただきまして、議会の

報告を終了といたします。

以上をもって本会議は散会とさせていただきます。

次に、定例会最終日は9月17日午前9時より再開し、議案第41号から議案第55号までの15議案を一括上程しまして、討論を行っていただきます。なお、議案に対する討論は一括討論とさせていただきますが、修正議案が提出された議案は個別討論とさせていただきます。議案採決については、それぞれ1議案ごと、行っていただきます。

次に、初日に提案される請願4件が採択されたときには、ここで発議案として意見書の提出について御審議をいただく予定であります。また、この案件とは別に、発議案として意見書2件が提出されておりますので、御審議をいただく予定としております。

以上の審議の終了をもって、閉会宣告していただき、令和2年第3回木曾岬町議会定例会は閉会とされます。

以上で議会運営委員会の報告とさせていただきます。

令和2年9月2日、議会運営委員会委員長、加藤真人。

○議長（服部英二夫君） ありがとうございます。

議会運営委員の皆様、どうも御苦勞さまでした。

ここで皆様にお諮りします。

ただいま議会運営委員長より、今期定例会の会期は本日9月2日から9月17日までの16日間とする旨の報告がございました。よって、今期定例会の日程は、委員長の報告どおり、本日から9月17日までの16日間といたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部英二夫君） 御異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から9月17日までの16日間と決定しました。

日程第3 諸般の報告

○議長（服部英二夫君） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、三重県町村議会議長理事会に関する報告でございますが、全国議長・副議長研修会を当初5月に予定しておりましたところ、新型コロナウイルス感染拡大の影響により延期となり、再調整を8月末で行っておりましたところ、再び感染拡大になり、本年度は中止となりました。また、三重県町村議会議長会定期総会が7月31日に開催され、会務の報告及び国、県への要望提出議題の議決を行いました。

8月24日には県関係部長との意見交換会を行い、海拔ゼロメートル地帯に対する支援や湛水防除事業における排水基準の見直し、木曾岬干拓地の土地利用について要望させていただきました。

桑名広域清掃事業組合議会議員としては、8月3日の第2回定例会において、令和元年度桑名広域清掃事業組合一般会計並びにごみ処理施設整備事業特別会計の歳入歳出決算に

ついて審議を行い、議決されました。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告について

○議長（服部英二夫君） 次に、日程第4、行政報告についてを議題といたします。

加藤町長より行政報告をお願いします。

○町長（加藤 隆君） 議長。

○議長（服部英二夫君） 加藤町長。

○町長（加藤 隆君） 改めて、皆さん、おはようございます。

今年の夏は40度を超えるような危険な猛暑が連日続きました。しかし、9月に入って少し気配が変わってきたかなと、そんな感じがしますが、今度は台風が8号に続いて9号、そして、10号も発生しているようでございまして、日本列島に接近し、被害がないように願うところでございます。

そうした中、本日、令和2年の第3回の本曾岬町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には、早朝から御参集を賜り、誠にありがとうございます。

伊藤厚紀議員のことに触れさせていただきます。突然、あの元気な伊藤厚紀議員さんがお亡くなりになりました。皆さん方とただいま御一緒に御冥福をお祈りさせていただいたところでございますが、彼のあの独特なヘアスタイル、そして、どこへ行くときでもコーラを愛用しておられました。そんなことが印象に残っておりますが、本当に残念な思いがいたします。改めて哀悼の意を表する次第でございます。

さて、今期定例会に上程いただきます議案は、各会計の補正予算案、条例の一部改正案、各会計の決算認定など、いずれも重要な案件ばかりでございます。何とぞ十分な御審議を賜りますようお願いする次第でございます。

それでは、早速でございますが、議長の許可をいただきましたので、行政報告をさせていただきます。

まず、新たな防災ガイドブックについて御報告を申し上げます。

平成27年5月の水防法の改正によりまして、最大規模の洪水、高潮への対策が示され、その中で、洪水に関しては、現行の浸水想定区域を想定し得る最大規模の洪水に係る区域に拡充して公表することとなり、また、これまで浸水想定区域が示されてこなかった高潮に関しては、新たに想定し得る最大規模の高潮に係る浸水想定区域を公表しなければならないこととなりました。

これにより、洪水に関しては、平成28年の12月に国土交通省から想定し得る最大規模の降雨による浸水想定区域が公表され、本町では、国道23号線以北の一部の地区が浸水区域と指定されることになりました。また、高潮に関しては、本年の8月に三重県から想定し得る最大規模の高潮による伊勢湾沿岸部における浸水想定区域が公表され、本町では全域が浸水区域となるだけでなく、高潮によって堤防を決壊させ、発生する浸水深の最

大値を示しております、役場周辺で7.9メートル、町全体の一番深い地点では、一時的に水位が上昇して13メートルの浸水深となり、1週間以上浸水が継続する状況となるということが示されたところでございます。

これは最大規模の高潮と計画規模の洪水が同時に発生し、高潮堤防を決壊させる最悪の事態を想定したシミュレーションであり、想定される台風が伊勢湾周辺を通過する確率は500年から5000年に1回と推定されていますが、万が一のときの命を守るための、事前に広域避難の必要性を示すものでございます。

今般作成した新たな防災ガイドブックでは、これら新たに公表された内容を踏まえまして、これまでの地震、津波に加えて、洪水、高潮のハザードマップを掲載し、広く町民の方々に周知させていただくこととさせていただいております。

さらに、今回の防災ガイドブックでは、町民自らが主体的に行動を起こし、早期に命を守る体制を整えていただくための教科書的な役割となることを目的といたしているため、自分自身で避難先や避難のタイミングを考え直接記入することができるページや、災害時に備えて、氏名、住所、緊急連絡先や、かかりつけの病院などを記入しておき、日頃から携帯しておいていただける切り取り式の防災カードを添付させていただくなど、日頃から手に取って御自身で考えていただけるような内容となっておりますし、今後は、本ガイドブックを活用しながら、自主防災会を中心とした訓練を実施していきたいと考えているところでございます。

なお、この防災ガイドブックは、9月1日発行の広報きそさき9月号と併せて全戸に配布をさせていただいておりますので、議員の皆さん方におかれましても、町民の方々に積極的に使用していただけるように周知させていただきたいと考えているところでございます。

次に、本年の防災訓練でございますが、9月6日に予定いたしておりました防災フェアにつきましては、新型コロナウイルス感染症拡大を考慮して中止とさせていただきました。しかしながら、コロナ禍であるからこそ、新たな避難所運営の在り方が求められていることも事実でございます。

このようなことから、このたびの防災訓練においては、自主防災会を対象としたコロナ対策避難所設営研修を実施することとさせていただきました。新型コロナウイルス感染症に対する不安や心配は尽きることはありませんが、一方で、災害はいつ発生するか予測できないことも事実でございます。こうした状況であるからこそ、新たな防災ガイドブックを活用しながら訓練を重ねていくことで、町民の皆様の一層の防災意識の向上が図られることに期待いたしているところでございます。

また、来る11月5日には、津波対策の推進に関する法律で津波防災の日と定められており、内閣府では、平成25年度から市町村と連携した地震・津波防災訓練を実施しているところでございます。本年度におきましては、全国からの希望が多数の中、本町を含む7市町、4市3町で実施することが決定されました。訓練の詳細な内容につきましては現

在調整中でございますが、訓練実施日とは別に、自主防災会の組織力向上を目指し、避難計画の確認、課題の把握、取組目標の設定などについてのワークショップの開催も企画しており、自助はもちろんのこと、安否確認や避難支援といった共助への意識づけの一助になればと考えているところでございます。訓練日が平日となってしまいますが、小中学校、こども園、町内企業などと共に、1人でも多くの方々に御参加をいただきたいと考えているところでございます。

このように、本年度は様々な形での訓練や防災意識の啓発活動を行ってまいります。これらの訓練のほかにも、桑員2市2町との合同で行う広域避難訓練や、職員を対象とした風水害タイムラインに係る訓練、あるいは新型コロナウイルス感染症対策を講じた避難所の開設訓練など、多種多様でより実践的な訓練を開催することで、町民の皆様一人一人の防災に対する意識を高め、知識を向上させることができる機会になればと考えておりますので、多くの皆様に御参加いただきたいということをお願い申し上げ、今期定例会に当たっての行政報告とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（服部英二夫君） 加藤町長の行政報告が終わりました。

それでは、これより議事に入ります。

- 日程第 5 議案第 4 1 号 令和 2 年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算(第 3 号)について
- 日程第 6 議案第 4 2 号 令和 2 年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計補正予算(第 2 号)について
- 日程第 7 議案第 4 3 号 令和 2 年度三重県桑名郡木曾岬町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)について
- 日程第 8 議案第 4 4 号 令和 2 年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計補正予算(第 1 号)について
- 日程第 9 議案第 4 5 号 木曾岬町附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 10 議案第 4 6 号 木曾岬町委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 11 議案第 4 7 号 木曾岬町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 12 議案第 4 8 号 令和元年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 13 議案第 4 9 号 令和元年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 14 議案第 5 0 号 令和元年度三重県桑名郡木曾岬町後期高齢者医療特別会計歳

入歳出決算認定について

日程第 15 議案第 5 1 号 令和元年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 16 議案第 5 2 号 令和元年度三重県桑名郡木曾岬町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 17 議案第 5 3 号 令和元年度三重県桑名郡木曾岬町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 18 議案第 5 4 号 令和元年度三重県桑名郡木曾岬町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 19 議案第 5 5 号 令和元年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計決算認定について

日程第 20 議案第 5 6 号 社会福祉施設改修工事契約について

○議長（服部英二夫君） 日程第 5、議案第 4 1 号、令和 2 年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第 3 号）についてから日程第 20、議案第 5 6 号、社会福祉施設改修工事契約についてまでの 16 議案を一括上程し、これを議題とします。

上程しました会議議件名を議会事務局長に朗読いただきます。

〔職員朗読〕

○議長（服部英二夫君） 会議議件名の朗読が終わりました。

ここで、加藤町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（加藤 隆君） 議長。

○議長（服部英二夫君） 加藤町長。

○町長（加藤 隆君） それでは、ただいま上程を賜りました日程 5、議案第 4 1 号から日程 20、議案第 5 6 号までの 16 議案について、その提案理由を申し上げます。

まず、日程 5 の議案第 4 1 号、令和 2 年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第 3 号）についてでございますが、既決予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 億 9 0 0 万円を追加し、予算総額を 4 1 億 7, 5 0 0 万円とするものでございます。

補正の主な内容を申し上げますと、歳出全般にわたり、年度当初における人事異動に伴う人件費の精査を行うとともに、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の対象事業に係る経費を総務費、商工費、消防費、教育費でそれぞれ追加計上いたしました。

このほか、総務費では、ふるさと応援寄附金額の増加に伴う関係経費とマイナポイント事業や社会保障・税番号制度のシステム整備に係る経費を計上し、民生費では、国民健康保険、介護保険の両特別会計への繰出金や障がい者自立支援給付審査等のシステム整備に係る経費を計上するとともに、児童福祉費では、こども園、クローバー、保健センターで行う新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策に関する経費を追加計上いたしました。

農林水産業費では、水田情報システムと農地情報システムの連携機能の追加業務に係る

経費や、県営湛水防除事業の新規要望分の事業計画書策定業務費用及び令和2年度の事業に対する交付決定がなされたことに伴う増額分をそれぞれ追加計上し、土木費では、空家等対策計画作成に係る同協議会委員の報酬費を追加計上いたしました。

以上が歳出予算の主なものでございますが、これに対する歳入といたしまして、国からの交付額が確定いたしました新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の追加分や普通交付税のほか、それぞれの事業に対する国・県支出金及びふるさと応援寄附金の増加分や前年度繰越金などを計上して、収支の均衡を図ったものでございます。

次に、日程6、議案第42号、令和2年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、既決予算の総額に歳入歳出それぞれ1,060万円を追加し、予算総額を8億3,660万円とするものでございます。

その補正の主な内容を申し上げますと、歳入につきましては、令和元年度決算により繰越額が確定したことや、本算定により保険料が確定したことで既決予算を精査させていただくほか、保険料軽減のため、一般会計からの財源を繰り入れるものでございます。

歳出につきましては、前年度の県保険給付費等交付金の精算により、返納金を追加させていただくものでございます。

次に、日程7、議案第43号、令和2年度三重県桑名郡木曾岬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、既決予算の総額から歳入歳出それぞれ94万1,000円を減額し、予算総額を1億4,405万9,000円とするものでございます。

その補正の主な内容を申し上げますと、歳入につきましては、令和元年度決算により繰越額が確定したことや本算定により保険料が確定したことで、既決予算を精査させていただくものでございます。

歳出につきましても、保険料の本算定に伴い、広域連合への納付金を精査させていただくものでございます。

次に、日程8、議案第44号、令和元年度となっておりますが、2年度と訂正をお願いいたします。

令和2年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、既決予算額に歳入歳出それぞれ700万円を追加し、予算総額を5億3,600万円とするものでございます。

その補正の主な内容を申し上げますと、歳入におきましては、本算定による介護保険料、前年度会計の繰越金及び介護保険低所得者保険料軽減措置に係る一般会計からの繰入金などのほか、前年度支払基金、県支出金を計上するものでございます。

歳出につきましては、前年度の介護給付費分及び地域支援事業分等について、国県支出金、支払基金及び一般会計繰入金が確定したことから、還付金を計上しております。

次に、日程9、議案第45号、木曾岬町附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定

についてでございますが、空家等対策計画作成に当たり、空家等対策の推進に関する特別措置法第7条第1項に基づく協議会を設置するため、本条例の一部を改正するものでございます。

次に、日程10、議案第46号、木曾岬町委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、前号の協議会設置に伴い同委員の報酬を定めるため、本条例の一部を改正するものでございます。

次に、日程11、議案第47号、木曾岬町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、子ども・子育て支援法の一部改正による項の繰上げに係る規定の整備及び字句の整理を行うため、現行条例を改正するものでございます。

次に、日程12、議案第48号、令和元年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計歳入歳出決算認定についてでございますが、令和元年度町一般会計決算の歳入総額は35億4,055万9,447円、歳出総額は33億9,304万5,796円で、歳入歳出差引額が1億4,751万3,651円となり、翌年度へ繰り越すべき財源として、繰越明許費繰越額が2,235万円、実質収支額は1億2,516万3,651円となりました。

なお、この実質収支額に対し、地方自治法第233条の2の規定による措置として、7,000万円を基金に繰り入れ、令和2年度に5,516万3,651円を繰り越す決算といたしております。

この決算額を前年度と比較いたしますと、歳入では5億7,744万円、率にして19.5%の増額、歳出では4億9,928万7,000円、率にして18.9%の増額となっております。

それぞれの増額の主な要因につきましては、まず、歳入については、地方税収入において、木曾岬メガソーラー株式会社の事業運営の形態の変更に伴い法人税割が大きく増加し、対前年度比で5億円の増となっております。また、地方特例交付金において、幼児教育・保育の無償化に係る財政措置として、子ども・子育て支援臨時交付金を受けたことから、対前年度比で1,100万円増となっているほか、寄附金収入において、多額のふるさと応援寄附金を受けたことから、対前年度比で1億2,400万円の増額となっております。

一方、歳出については、公債費において、複合型施設建設費に伴う元金償還が始まったことや、利率が高い一部起債の繰上償還を行ったことにより、対前年度比で1億円の増額となっております。

また、物件費において、地域BWA事業に係る委託料やふるさと応援寄附金の寄附額増加に伴う返礼品及び業務委託料の増加などにより、対前年度比で2億600万円増額となっているほか、積立金においても、地方税収入の大幅な増加による余剰金の財政調整基金への臨時積立やふるさと応援寄附金額の増加に伴う基金積立てにより、対前年度比で3億

3, 500万円増額となっております。

また、令和元年度決算を分析いたしますと、町税や使用料などの自主財源が52.2%、地方交付税や国県支出金などの依存財源が47.8%であることから、自主財源比率は前年度に比べて8.9ポイント改善しております。また、財政力指数においては0.526で、前年度に比べ0.018悪化となっております。

今後の町財政においても、少子高齢化に伴う社会保障経費など経常的経費の増加により、財政構造の硬直化がますます進むことが推測されます。引き続き、経費の削減などによる財政事情の改善に努め、弾力性を持った健全な財政運営を図っていくことが必要であると考えているところでございます。

次に、日程13、議案第49号、令和元年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、歳入総額で8億5,694万5,423円、歳出総額では8億4,992万6,269円となり、実質収支額は701万9,154円となりました。この額が令和2年度への繰越額となるものでございます。

令和元年度の概要を申し上げますと、被保険者数は1,589人で前年度より85人減少しており、医療費の保険者負担額は5億6,323万円と、前年度と比較して83万円の増額、率にして0.15%上昇いたしました。

この主な要因は、被保険者数は減少しているものの高額医療費が伸びており、1人当たりの医療費が増加したことによるものでございます。保険料の収納状況につきましては、現年度分で94.2%、前年度と比較して0.4ポイントの下降となりました。景気低迷などによる収納低下と累積滞納者の影響の中、未納者への対応については分納計画の推進や短期証の発行など厳しい対応を行い、収納率の向上に努めることが必要であると考えております。

次に、日程14、議案第50号、令和元年度三重県桑名郡木曾岬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、歳入総額で1億4,036万6,642円、歳出総額では1億3,981万7,981円となり、実質収支額は54万8,661円となりました。この額が令和2年度への繰越額となるものでございます。

令和元年度の概要を申し上げますと、被保険者数は951人で、前年度より27人増加しており、医療費の保険者負担額は6億6,983万円と、前年度と比較して1,297万円の増加、率にして2%増加いたしました。

当町の医療費は他の市町と同様に年々増加しており、この要因は、被保険者の増加による受診件数や高額治療が増加していることにございます。今後、高齢化が急速に進み、医療費も増加の一途をたどることが予測されることから、国保同様に健康診査の受診率を高めるほか、介護事業などの予防手段も積極的に行い、早期発見、早期治療を図っていく必要があると考えております。

次に、日程15、議案第51号、令和元年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計歳

入歳出決算認定についてでございますが、令和元年度における65歳以上の第1号被保険者数は2,024人で、前年度より19人、0.9%増加しており、高齢化率では32.3%、また、要介護認定者数は245人で、前年度の249人と比較して4人の減少となっております。

令和元年度の本会計決算額は、歳入総額が5億1,637万2,278円、歳出総額5億844万5,675円で、実質収支額は792万6,603円となりました。

歳入におきましては、保険料と保険給付費等に係る公費負担金が主なもので、そのほかには前年度の繰越金でございます。

歳出の主なものは、要介護認定を受けた方の介護サービス利用に係る保険給付費で、全体支出額の92%を占めており、前年度より約2,200万円の増額となりました。

保険給付費の内訳では、訪問、通所等、居宅サービスが32.7%、特別養護老人ホーム等、施設介護サービスが45.2%を占めております。そのほかには、地域支援事業費として、社会福祉協議会に委託している通所型サービス事業や地域包括支援センター事業などを実施いたしました。

次に、日程16、議案第52号、令和元年度三重県桑名郡木曾岬町土地取得特別会計歳入歳出決算認定でございますが、歳入総額で280万767円、歳出総額では272万8,813円となり、実質収支額は7万1,954円で、この額が令和2年度への繰越額となるものでございます。

この会計は、公共用地の先行取得と保有する土地の財産管理を行う会計となり、歳入では、保有財産の貸付収入が主なものでございまして、歳出では、保有財産の維持管理に要した費用及び保有財産の貸付収入を町一般会計へ繰り出した決算となっております。

次に、日程17、議案第53号、令和元年度三重県桑名郡木曾岬町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、令和元年度における農業集落排水事業4処理区の概要として、処理区域内人口が2,183人に対しまして水洗化人口は2,179人で、水洗化率は99.8%と前年度と変更ございません。

決算額は、歳入総額が8,288万9,949円、歳出総額が7,974万5,252円で、実質収支額である314万4,697円を令和2年度へ繰越しいたします。

その主な内容といたしましては、歳入では、下水道使用料2,555万9,110円や、一般会計予算からの繰入金5,216万9,000円などとなっております。

歳出では、一般事務や料金の賦課徴収、下水道施設の運転管理、機器の維持修繕などに要する施設管理費が5,221万8,082円、また、施設建設に要した地方債の元利償還金に当たる公債費が2,752万7,170円となっております。

次に、日程18、議案第54号、令和元年度三重県桑名郡木曾岬町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、決算年度における概要として、処理区域内人口4,045人に対し水洗化人口は3,998人で、水洗化率は98.8%と前年度

に比べ0.1ポイント減となりました。

決算は、歳入総額が5億1,008万7,075円、歳出総額が5億399万6,829円となり、実質収支額は609万246円で、この額を令和2年度へ繰越いたします。

その主な内容といたしましては、歳入では、下水道使用料4,336万9,682円や、一般会計予算からの繰入金2億3,336万円、起債（下水道事業債）1億円、国庫支出金1億2,745万円などとなっております。

歳出では、料金の賦課徴収、使用料金の改定検討業務、処理場施設の運転管理、下水道施設の維持修繕や更新に要する経費といった施設管理費が3億5,079万6,185円、施設建設に要した地方債の元利償還金である公債費が1億5,320万644円となっております。

令和元年度は、下水道長寿命化計画に基づく処理場の電気設備更新工事や屋根・空調工事などを実施いたしました。

次に、日程19、議案第55号、令和元年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計決算認定についてでございます。

会計年度中の業務の概要を申し上げますと、給水栓数は2,646戸で、前年度に比べ6戸増えました。年間配水量は95万6,511立方メートル、日平均配水量は、契約水量4,800立方メートルに対して2,592立方メートルとなっております。有収水量は87万8,684立方メートルで、前年度から2万8,186立方メートル減少し、有収率は91.9%で、前年度から1.6ポイントの減となりました。

収益的収入と支出でございますが、水道使用料などの営業収益を主とする収入の決算額は2億7,383万3,802円となりました。また、支出の決算額は、この収益を得るために要した水道事業費用として2億7,704万1,527円となり、令和元年度の純損失は320万7,725円、前年度より3万円余り損失が減少した決算となりました。

事業資産を形成するために要する資本的収支の決算ですが、収入は、新規8件、増径1件の加入者負担金と、木曾岬干拓地内の加圧ポンプ所の設計等に要する費用を三重県から負担金として受け入れたものでございます。

支出では、三重県企業庁へ委託しております木曾岬干拓地内の加圧ポンプ所の設計業務と、計画的に進めております老朽化した配水管の布設替工事等でございます。

次に、日程20、議案第56号、社会福祉施設改修工事契約についてでございますが、令和2年8月20日に一般競争入札に付した令和2年度社会福祉施設改修工事の契約について、地方自治法及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を得るものでございます。

以上、上程を賜りました16議案の提案理由の説明とさせていただきます。

なお、細部につきましては、それぞれ所管課長から説明させていただきますので、何とぞ十分な審議を尽くしていただきますようお願い申し上げます。よろし

くお願いいたします。

○議長（服部英二夫君） 加藤町長の提案理由説明が終わりました。

続きまして、過日、令和元年度町一般会計及び特別会計並びに水道事業会計、それぞれの会計の歳入歳出に関して決算審査が実施されておりますので、深津和男代表監査委員より決算審査報告を行っていただきます。

○代表監査委員（深津和男君） 議長。

○議長（服部英二夫君） 深津和男監査委員。

○代表監査委員（深津和男君） 御指名がありましたので、監査委員2名を代表いたしまして、令和元年度木曾岬町各会計決算に関する審査結果を御報告申し上げます。

本年度の決算審査は、去る7月10日に令和元年度木曾岬町水道事業会計を行い、7月15日、16日、17日の3日間にわたる日程で、令和元年度木曾岬町一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、土地取得特別会計、農業集落排水事業特別会計及び公共下水道事業特別会計の歳入歳出決算について、伊藤好博監査委員と共に、地方自治法第233条第2項及び同法第241条第5項並びに地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき、第2委員会室において対面による審査を実施し、7月17日には関係者の御出席をいただいて講評を行いました。

審査に当たって、私たちは、町長から提出されました各会計に関する帳簿、書類を閲覧し、これらは地方自治法、木曾岬町条例及び関係諸法令に準拠して適正に作成されているかどうか、予算が適正かつ効率的に執行されているかどうかの主眼を置き、関係者の説明を聴取し、併せて、定期監査及び例月出納検査結果をも考慮して、関係諸帳簿並びにその他証書類との照合等、通常実施すべき審査の手續を実施しました。

その結果、いずれの会計も、歳入歳出決算書、同決算事項別明細書、実質収支に関する調査及び財産に関する調査は、地方自治法、木曾岬町条例及び関係諸法令に準拠して作成されており、その計数は関係諸帳簿並びにその他証書類と照合した結果、誤りのないものと認められ、予算の執行及び関連する事務の処理は適正に行われていると認められました。

また、基金の運用状況を示す書類について審査の結果、計数は誤りのないものと認められ、その運用は所期の目的に沿ってなされており、関連する事務の処理も適正に行われていると認められました。

審査結果の詳細は、既に皆様のお手元に配付されております決算審査意見書に詳しく記述しておりますので、後ほど御覧いただきたいと思います。

なお、総括的意見につきまして審査意見書に明記しましたが、歳入面においては、一般会計では町税の収納率は前年度より向上しましたが、後期高齢者医療特別会計、農業集落排水事業特別会計、公共下水道事業特別会計では、収納率の減少が見受けられました。また、不納欠損処分に関しては、国民健康保険特別会計において前年度を上回っており、金額も高額となっております。

こうした現状から、今後とも税や料の賦課徴収に当たっては積極的な滞納処理などに心がけ、住民負担の平等、公平性に期するようにされ、町財政の健全化の観点から、なお一層の努力が望まれるところであります。また、歳出においては、事務事業等の予算の早期執行を図り投資効果を生み出すと共に、より効率的な運営と進行管理により、年度末によく予算を点検して、多額な不用額は生じないように努めていただきたいと思います。

そして、各種団体に関する補助金に関しては、公益性の観点から交付後の活用実態を把握し、絶えず点検、見直しをするように心がけ、団体育成の観点からも、より適正な執行と管理に努めていただきたいと思います。

最後に、複合型施設や津波避難タワー等、防災諸施設整備の大型プロジェクトも一段落し、また、木曾岬干拓地も順調に企業立地が展開されております。今後とも、施策の展開に当たっては中長期の財政計画の下、特定財源を確保するなど、財政構造の健全化を押し進めるとともに、安心して住み続けることができ、災害に対する安全性を高め、自然を生かすまちづくり、環境と産業が調和した特色あるまちづくり、農・漁業の新たな展開・人づくりに向け、多方面の取組に期待をいたします。特に8月6日に県から発表されました高潮浸水想定図によれば、海拔ゼロメートル地帯の木曾岬町に改めて災害の恐ろしさを突きつけております。命を守る具体的なさらなる取組に期待いたします。

以上で令和元年度決算審査報告を終わります。

令和2年9月2日、代表監査委員、深津和男。

○議長（服部英二夫君） ありがとうございます。

代表監査委員による決算認定に関する監査報告を行っていただきました。

ただいま上程しております議案について、総括質疑の事前通告を昨日9月1日正午まで受け付けましたが、この間、通告がございませんでしたので、このことを報告し、総括質疑を終了します。

タブレット、スマホの持込みは6月定例会と同様に許可しますことを申し上げます。

ここで暫時休憩といたします。10時15分までの休憩といたします。

午前10時 1分休憩

午前10時15分再開

○議長（服部英二夫君） 休憩を解き、本会議に戻します。

ただいま上程しております議案は、議会運営委員長より委員会付託を省略して本会議において審議する旨の報告がなされました。

ここで皆様にお諮りします。

ただいま上程しております日程第5、議案第41号から日程第20、議案第56号までの16議案を、会議規則第39条第3項の規定によって委員会への付託を省略し、本会議において審議したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部英二夫君） 異議なしと認めます。よって、上程しております日程第5、議案第41号から日程第20、議案第56号までの16議案は委員会への付託を省略し、本会議で審議することに決定しました。

なお、ただいま上程しております議案第41号から議案第55号までの議案の質疑は9月8日並びに10日に行います。

次に、上程しております議案第56号の審議を行います。

事務当局の詳細説明を求めます。

○福祉健康課長（松本 大君） 議長。

○議長（服部英二夫君） 松本福祉健康課長。

○福祉健康課長（松本 大君） それでは、議案第56号、社会福祉施設改修工事契約について説明させていただきます。

令和2年8月20日に、木曾岬町契約事務規則第5条の規程に基づき、一般競争入札に付した令和2年度社会福祉施設改修工事について、下記のとおり契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めます。

1の契約の目的は令和2年度社会福祉施設改修工事、2の契約の方法は一般競争入札、3の契約金額は1億1,550万円、4の契約の相手方は、三重県桑名市寿町3丁目47番地の株式会社伊藤工務店であります。

下段の提案理由ですが、令和2年8月20日、一般競争入札に付した令和2年度社会福祉施設改修工事の契約については、地方自治法及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を得る必要があるものでございます。これがこの議案を提出する理由でございます。

別紙として、建設工事請負仮契約書を添付しております。

簡単であります、説明は以上です。

○議長（服部英二夫君） 事務当局の詳細説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

御質疑のあります方は御発言ください。

○8番（中川和子君） 8番。

○議長（服部英二夫君） 8番議席、中川君。

○8番（中川和子君） 全員協議会でも説明をいただいたんですが、今度の工事の概要で、改修工事一式、電気設備工事一式、機械設備工事一式で、このような契約金額が出てきたと思うんですが、それぞれの工事の概算額を教えてくださいのと、それから、今回1億超えの大きな金額ですが、そこはいいです。まず、じゃ、それを教えてください。

○福祉健康課長（松本 大君） 議長。

○議長（服部英二夫君） 松本福祉健康課長。

○福祉健康課長（松本 大君） 今回の改修費用についての内容の概算ですけれども、建

築工事で約4,800万ほど、電気設備で3,000万ほど、機械設備で2,000万ほどというような形の概算額が、積算額ですけれども、算定しております。

以上です。

○8番（中川和子君） 議長。

○議長（服部英二夫君） 中川君。

○8番（中川和子君） それぞれ積算額をお伺いしましたが、これは一括で工事発注するわけですが、例えばそれぞれ電気設備だとか機械設備なので、分割発注は可能ではなかったのでしょうか。

○福祉健康課長（松本 大君） 議長。

○議長（服部英二夫君） 松本福祉健康課長。

○福祉健康課長（松本 大君） その辺りについては、今回、令和3年度から社会福祉協議会のほうへ事業運営をするということもありまして、効率的に工事を進めていくという意味でも一般競争入札での発注にさせていただいたということでございます。

○8番（中川和子君） 議長。

○議長（服部英二夫君） 8番議席、中川君。

○8番（中川和子君） もう一点ですが、2017年、平成29年2月に策定されました当町の公共施設設備等総合管理計画によりますと、旧南部保育園・幼稚園跡は一応大改修が平成33年、2021年度に行われることになっていて、その費用は約1億8,300万円となっているんですが、今回は社会福祉施設とはなっているんですけれども、もし南部保育園・幼稚園が存続しているとしたら、大改修で1億8,300万円が予算として予定をされていた。その中で、今回の社会福祉施設の改修工事ではありますが、この中の大部分の予算が使われるわけですが、今回は社会福祉施設の改修工事とはなっておりますが、旧南部幼稚園・保育園の大規模改修とみなしてよろしいですか。

○福祉健康課長（松本 大君） 議長。

○議長（服部英二夫君） 松本福祉健康課長。

○福祉健康課長（松本 大君） 言われるとおりに管理計画におきましては、大規模改修年度が令和3年度というふうに計画しております。実際には今回は保育園、幼稚園の統合によりまして、今、旧南部の幼稚園・保育園の施設が空き施設ということもありますので、また、その空き施設というのに併せて社会福祉施設の改修工事を行うものでございますので、管理計画の令和3年度大規模改修とは時期が違いますが、空き施設を有効利用するために施設改修を行うものでございます。

○議長（服部英二夫君） ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部英二夫君） 御質疑もないようですので、質疑を終わりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部英二夫君） 異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。
これより討論に入ります。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部英二夫君） 討論者なしと認め、これにて討論を終結します。
これより上程されております議案の採決に入ります。
それでは、日程第20、議案第56号、社会福祉施設改修工事契約について、原案のとおり可決することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（服部英二夫君） ありがとうございます。起立全員です。よって、議案第56号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第21 報告第4号 令和元年度決算に基づく木曾岬町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

○議長（服部英二夫君） 次に、日程第21、報告第4号、令和元年度決算に基づく木曾岬町健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを上程とし、議題といたします。
ここで、加藤町長に提案理由説明を求めます。

○町長（加藤 隆君） 議長。

○議長（服部英二夫君） 加藤町長。

○町長（加藤 隆君） それでは、ただいま上程を賜りました日程第21、報告第4号、令和元年度決算に基づく木曾岬町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について御説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の定めによりまして、令和元年度決算に基づく木曾岬町の健全化判断比率及び資金不足比率を算定いたしましたので、監査委員の意見を付しまして、議会に報告させていただくものでございます。

なお、細部につきましては担当課長から説明させていただきますので、十分な御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部英二夫君） 加藤町長の提案理由説明が終わりました。
続いて、事務当局の詳細説明を求めます。

○総務政策課副参事（中山重徳君） 議長。

○議長（服部英二夫君） 中山総務政策課副参事。

○総務政策課副参事（中山重徳君） それでは、報告第4号、令和元年度決算に基づく木曾岬町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について説明を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項並びに第22条第1項の規定により、令和元年度決算に基づく健全化判断比率、資金不足比率について、監査委員の意見

を付して別紙のとおり報告するものでございます。

めくっていただきまして、健全化判断比率、資金不足比率の内容につきまして説明を申し上げます。

この報告は、地方公共団体の深刻な財政悪化を未然に防止することを目的として、表題にありました地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく財政指標を御報告申し上げます。平成20年度から施行されたものでございます。

上段の表が法第3条第1項に定める健全化判断比率で、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4項目となります。また、下段の表が法第22条第1項の定めによる公営企業会計を対象とした資金不足比率となっております。この比率が基準値以上になると財政健全化のために再生計画を策定しなければなりません。

まず、上段の①の実質赤字比率は、一般会計と土地取得特別会計を加えた普通会計と呼ばれる会計の区分におきまして、資料の上段の標準財政規模20億5,376万7,000円に対する実質赤字額の割合を示すものでございます。

今期の決算で一般会計は1億2,516万3,651円の黒字、土地取得特別会計も7万1,954円の黒字で、国の示す早期健全化基準値が15%、財政健全化基準値が20%で、いずれも該当するところではございませんでした。

次の②連結実質赤字比率は、町の一般会計と特別会計、企業会計を連結したもので、この全ての会計の赤字額と標準財政規模との比率で、今期の決算ではいずれの会計にも赤字が生じておりませんので、算定指標はなく、該当はございませんでした。

次の③実質公債費比率は、地方債の元利償還金を標準財政規模で割った3年間の平均値で、今回は3.2%となりました。昨年度が2.5%ですので、0.7ポイントのプラスとなりました。

令和元年度においては、土木債や総務債、農林水産業債等を中心に新規の起債発行をしましたが、近年借り入れた庁舎建設債と防災事業債の元金償還などが影響し、数値はプラスに転じました。なお、平成30年度決算における実質公債費比率の県下の平均値は6.1%、全国の平均値は6.4%となっております。

次に、④の将来負担比率は、一般会計の地方債の現在高に企業会計の借入金、広域連合などの一部事務組合等の町負担見込額、設立法人の町負担見込額を合わせたものと町の背負う全ての負債、負担金から、町が保有する基金の総額、地方債の償還に際し交付税に算入される基準財政需要額算定額を差し引いたものを標準財政規模で割ったものが将来負担比率となります。

木曾岬町では、負担額より基金や交付税などの充当可能財源が上回り、算定指数がありません。これは借入金よりも保有する財産、資産が上回っているということでございます。平成30年度決算の報告では、算定指数がなかったのは、県下では13団体に限ったことでございます。

下段の資金不足比率は、水道や下水道など、それぞれの企業会計ごとに資金の不足額を事業の規模で割ったときの比率です。木曾岬町の水道会計は流動負債を流動資産が大きく上回ることや、農業集落排水事業特別会計及び公共下水道事業特別会計は町からの繰入れを行いましたので、いずれも不足額が生じることはなく、算定指数はございません。

説明は以上でございます。

報告書の次に添付しました監査委員会の報告書を添えまして、報告第4号、財政健全化判断比率、資金不足比率の報告とさせていただきます。

○議長（服部英二夫君） 事務当局の詳細説明が終わりました。

この議案の質疑は9月15日に行います。

日程第22 同意第12号 木曾岬町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（服部英二夫君） 次に、日程第22、同意第12号、木曾岬町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを上程し、これを議題とします。

それでは、加藤町長に提案理由説明を求めます。

○町長（加藤 隆君） 議長。

○議長（服部英二夫君） 加藤町長。

○町長（加藤 隆君） それでは、ただいま上程を賜りました、日程第22、同意第12号、木曾岬町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて御説明を申し上げます。

教育委員の藤井由弘氏が令和2年9月30日に任期満了となります。藤井氏におかれましては、平成19年6月より13年3か月の長きにわたり、本町の教育行政の推進に多大の御尽力をいただきましたが、御本人より退任の申出がありましたことから、このたびその後任として伊藤隆之氏を人選いたしましたので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項に基づき同意を求めるものでございます。

伊藤氏におかれましては、人格も高潔で、教育、学術及び文化の各分野に関し識見を有し、教育委員として適任であると存じますので、議員の皆様方に御同意いただきたくお願い申し上げます。

なお、細部につきましては教育課長より説明を申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（服部英二夫君） 加藤町長の提案理由説明が終わりました。

続いて、事務当局の詳細説明を求めます。

○教育課長（黒田和弘君） 議長。

○議長（服部英二夫君） 黒田教育課長。

○教育課長（黒田和弘君） 同意第12号、木曾岬町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて御説明をさせていただきます。

下記の者を教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

下段、提案理由といたしまして、木曾岬町教育委員会委員、藤井由弘氏が令和2年9月30日をもって任期満了になることに伴い、上記の者を教育委員に任命しようとする。これがこの議案を提出する理由でございます。

任命しようする者といたしまして、住所が桑名郡木曾岬町大字見入728番地58、氏名、伊藤隆之氏でございます。生年月日は昭和29年2月20日でございます。

このたび新たにお願ひする伊藤隆之氏におかれましては、人格的にも優れておられ、教育、学術及び文化の各分野に対しても高い見識をお持ちの方でございますことから、教育委員として適任であると考えておりますので、御同意いただきたくお願ひ申し上げます。なお、御同意いただいた場合での任期は、令和6年9月30日までの4年間となります。

説明は以上でございます。

○議長（服部英二夫君） 事務当局の詳細説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

同意第12号について、御質疑のあります方は御発言ください。

○8番（中川和子君） 議長、8番。

○議長（服部英二夫君） 8番議席、中川君。

○8番（中川和子君） 藤井氏の退任によってということですが、今回、女性という選択肢はなかったのかなということをお伺いしたいのと、伊藤隆之氏におかれては、町長も教育課長も同じような提案理由を述べられたんですが、国保の運営協議会の会長もされているので、兼任されるのはいかがなものか、なるべくこういうものは重ならないような配慮をしたほうがいいと思うんですが、その2点、いかがでしょうか。

○教育課長（黒田和弘君） 議長。

○議長（服部英二夫君） 黒田教育課長。

○教育課長（黒田和弘君） 今の御質問でございますが、まず、女性の検討はなかったのかという御質問でございますが、女性も含めまして、数人の方を候補として挙げさせていただきまして検討させていただきました。当然、教育委員の中に女性の方も入っていただくことは当然でございます。現在、お一人、宮崎委員、女性の方で入っていただいておりますので、また、その中で検討した結果、次の御質問とかぶると思うんですが、伊藤隆之氏におかれましては、教育分野におかれましては長年体育指導委員ですとかスポーツ推進員に就任していただいております、教育関係の、現在ですと町のスポーツの振興のほうにも大変御尽力をいただいておりますのでございます。教育のことにも熱心でございます、適任であろうということ考えさせていただきました。

もう一点、国民健康保険の運営協議会の会長を務めてみえるということで御質問ござ

いますが、教育委員の兼職の制限のところにつきましては、地方公共団体に執行機関として置かれる委員会の委員、または地方公共団体の常勤の職員と兼ねることができないという規定がこの法律にあります。その中で、国保の運営協議会につきましては、市町村の必置機関ではございますが、執行機関ではございません。また、地方公務員法の規定によると、特別職の地方公務員には当たりますが、非常勤でございますので、常勤の公務員ではございませんので、法的にも問題ないということで理解をしております。

以上でございます。

○8番（中川和子君） 議長。

○議長（服部英二夫君） 8番議席、中川君。

○8番（中川和子君） 女性も含めて検討されたということで、今回は男性が、この方がふさわしかったという点は理解できました。

それから、兼職のことに関しては法律に従ってもちろんやっただいては思うんですが、法律云々というよりもうちはすごく人口が少ない中で、なるべくなら役が重ならないように幅広いところで人選をしていただきたいなということを申し上げておきますね。

○議長（服部英二夫君） ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部英二夫君） 御質疑もございませんので、質疑を終結したいと思います、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部英二夫君） 異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

これより討論に入るわけですが、ここでお諮りします。

上程しております議案は人事に関することでございます。よって、討論を省略して直ちに採決に入りたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部英二夫君） 異議なしと認めます。

これより議案採決に入ります。

日程第22、同意第12号、木曾岬町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（服部英二夫君） ありがとうございます。起立全員です。したがって、同意第12号は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第23 請願第1号 義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める請願書

日程第24 請願第2号 教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願書

日程第25 請願第3号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願書

日程第26 請願第4号 防災対策の充実を求める請願書

○議長（服部英二夫君） 次に、日程第23、請願第1号から日程第26、請願第4号までの請願書4件を上程し、これを議題とします。

事務局長に請願文書表を朗読いたさせます。

○議会事務局長（平松孝浩君） 議長。

○議長（服部英二夫君） 議会事務局長。

○議会事務局長（平松孝浩君） それでは、お手元の請願文書表の御確認をお願いいたします。

請願につきましては、4件提出がされております。

まず1つ目、受理番号1、令和2年8月19日、件名は義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める請願書。

請願の趣旨は、義務教育費国庫負担制度を存続、充実され、国の責務として必要な財源が確保されるよう決議いただき、国の関係機関に意見書を提出いただくようお願い申し上げますというものでございます。

請願者の住所及び氏名は、下段に記載のとおりでございます。紹介議員の氏名は伊藤好博議員でございます。

次に、受理番号2、令和2年8月19日、件名、教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願書でございます。

請願の趣旨といたしまして、子どもたちの豊かな学び、保障に向け、教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算の拡充を行うよう決議いただき、国の関係機関に意見書を提出いただくようお願いを申し上げますというものでございます。

請願者の住所及び氏名につきましては、先ほどと同様でございます。紹介議員につきましても同様でございます。

次に、受理番号3、令和2年8月19日、件名、子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願書でございます。

請願の要旨といたしまして、子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度が拡充するよう決議いただき、国の関係機関に意見書を提出いただくようお願い申し上げますというものでございます。

請願者の住所、氏名及び紹介議員につきましては、同様でございます。

次に、受理番号4、令和2年8月19日、件名は防災対策の充実を求める請願書でございます。

請願の要旨は、子どもたちの安心安全を確保するため、巨大地震等の災害を想定した防災対策の充実を図るよう決議いただき、国の関係機関に意見書を提出いただくようお願い

申し上げるというものでございます。

請願者の住所及び氏名、紹介議員の氏名は、同様でございます。

説明は以上でございます。

○議長（服部英二夫君） 請願書の審議については、会議冒頭に議会運営委員長より委員会付託を省略して本会議において審議する旨の報告がなされました。

ここで皆様にお諮りします。

ただいま上程しました請願4件の審議については、会議規則第92条第2項の規程によって委員会への付託を省略し、本会議において審議をしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部英二夫君） 異議なしと認めます。よって、上程しました請願第1号から第4号の請願4件については委員会への付託を省略し、本会議で審議することに決定しました。

それでは、請願書の審議に入ります。

日程第23、請願第1号から日程第26、請願第4号までの4件の請願書について、紹介議員の趣旨説明を求めます。

登壇の上、お願いします。

○9番（伊藤好博君） 議長、9番。

○議長（服部英二夫君） 9番議席、伊藤好博君。

○9番（伊藤好博君） それでは、請願の趣旨説明をさせていただきます。

請願第1号の趣旨説明を申し上げます。

別紙の請願書の朗読をもって説明に代えさせていただきます。

義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める請願書。

趣旨といたしまして、義務教育費国庫負担制度が存続、充実され、国の責務として必要な財源が確保されるよう決議いただき、国の関係機関に意見書を提出いただくようお願い申し上げます。

請願の理由でございます。

義務教育費国庫負担制度は、憲法の要請に基づく義務教育の根幹である無償性、教育の機会均等を保障し、教育水準の維持向上を図るため、国が責任を持って必要な財源を措置するとの趣旨で確立された制度です。

しかしながら、1985年に義務教育費国庫負担金の対象外となった教材費等は一般財源の中に組み込まれたままです。3月以降、新型コロナウイルス感染症対策の1つとして全国の学校が臨時休業となり、国、各都道府県において、オンライン教育を進めるための環境整備が行われました。しかし、都道府県格差、市町格差は大きく、子どもたちの学びの機会は均等であるとは言えません。文部科学省の学校における教育の情報化の実態等に

関する調査によると、三重県内では、教育用コンピューター1台当たりの児童生徒数は5.2人、普通教室の無線LAN整備率は36.0%と、まだまだ十分でない状況があります。

未来を担う子どもたちの豊かな学びを保障することは極めて重要なことです。義務教育の水準を安定的に確保し、地域格差が生じないようにするためには、一般財源でなく国庫負担金による財源の確保とその増額が必要です。

以上のような理由から、義務教育費国庫負担制度の存続とさらなる充実を強く切望するものです。

次に、請願第2号の説明を申し上げます。

同じく、請願書の朗読をもって説明に代えさせていただきます。

教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願書。

趣旨といたしまして、子どもたちの豊かな学びの保障に向け、教職員定数改善計画の策定、実施と、教育予算の拡充を行うよう決議いただき、国の関係機関に意見書を提出していただくようお願い申し上げます。

請願の理由。

子どもたちの姿を出発点とした主体的で共同的な豊かな学びを実現するためには、教職員定数の改善が最も重要な環境整備の1つだと考えます。2019年、経済協力開発機構公表値によると、加盟国1クラス当たりの児童生徒数が小学校21人、中学校33人であるのに対し、日本は小学校27人、中学校32人、三重県は小学校25.2人、中学校30.3人（令和元年度学校基準調査）と、加盟国の平均を大きく上回っています。

木曾岬町においても、学級担任等を含めると40人を超える過密な状態で学習活動をせざるを得ない学級もあり、町においても可能な限り対応していただいておりますが、学校も新しい生活様式への対応に苦慮している状況があります。また、個別の支援を必要とする児童生徒や外国につながる児童生徒も増加傾向にあり、教職員がよりきめ細かく児童生徒一人一人と向き合うためには、さらなる環境整備が必要です。

以上のような理由から、少人数学級編成を進めるための教職員定数改善計画の策定、実施と、教育予算の拡充を強く切望するものです。

次に、請願第3号の説明を申し上げます。

同じく、請願書の朗読をもって説明に代えさせていただきます。

子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願書。

趣旨といたしまして、子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度が充実するよう決議いただき、国の関係機関に意見書を提出していただくようお願い申し上げます。

請願の理由。

学校には様々な生活背景から課題を抱えた子どもたちが通っています。厚生労働省の国民生活基準調査によると、子どもの貧困率は13.5%となり、およそ子ども7人に1人の割合で貧困状態にあると言えます。また、大人が1人の世帯の相対的貧困率は48.1%

と、大人が2人以上いる世帯、貧困率10.7%より著しく厳しい経済状況に置かれています。

2020年3月に策定された第2期三重子どもの貧困対策計画の基本理念である、生まれ育った家庭の経済状況に関わらず、三重県の子どもが必要な教育支援、生活支援、親への就労支援等によって、夢と希望を持って健やかに成長できる環境整備が図られている状況の実現には、教育に係る公的支援が極めて重要です。子どもたちに対して、教育相談などを充実させる取組や、学校だけでは理解が困難な事案について、関係機関と連携した支援を行うなどの取組が今以上進められていく必要があります。

新型コロナウイルス感染症の影響でアルバイトや保護者の収入が減り、学費を払えない学生、生徒に対し、政府は学びの継続のための学生支援緊急給付金を創設しましたが、全ての意思ある生徒が安心して教育を受けられるためには、貧困の連鎖を断ち切り、経済格差を教育格差に結びつけないために、就学・修学支援に関わる制度、施策のより一層の充実が必要です。

以上のような理由から、全ての子どもたちへの学ぶ機会を保障するため、子どもの貧困対策の推進と就学・修学保障制度の拡充を強く切望するものです。

次に、請願第4号の説明を申し上げます。

これまでと同様に、請願書の朗読をもって説明に代えさせていただきます。

防災対策の充実を求める請願書。

趣旨といたしまして、子どもたちの安心安全を確保するため、巨大地震等の災害を想定した防災対策の充実を図るよう決議いただき、国の関係機関に意見書を提出していただくようお願い申し上げます。

請願の理由。

南海トラフ巨大地震の被害想定第2次報告では、東海地方が大きく被災した場合、三重県内の避難者数は地震発生翌日で約35から56万人に上り、1か月後においても約10万から20万人が避難所生活を続けることになると推定されています。東日本大震災や西日本豪雨等、これまでの災害で多くの学校が避難所となったように、県内でも9割以上の公立学校が避難所指定を受けています。しかし、三重県における防災関係施設設備の設置率は、屋内運動場、多目的トイレ、31.8%、貯水槽、プールの浄化装置、72.2%など、十分であるとは言えません。また、耐震化対策のうち、屋内運動場などの天井等の落下防止対策は、2019年4月現在、公立小中学校11棟、県立学校21棟で、いまだ完了していません。

政府は新型コロナウイルス感染症に関わって、感染者は避難所以外に滞在させるよう通知を行い、指定避難所以外の避難所を開設するなど、通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所の開設を図るとし、さらに、発熱、せき等の症状が出た方や濃厚接触者とされる方とやむを得ず同室する場合のレイアウト例も示しています。しかし、施設やスペー

ス、機材、人材が不足している自治体も少なくありません。災害や感染症はいつ発生するか、分かりません。性やプライバシーに関する課題、外国人介助、介護が必要な高齢者、障がい者、女性、乳児等への配慮など、被災者が安心して避難できるよう整えるべきです。過去の災害に学び、最善の備えを備えていくという考えの下、防災に関する施策がさらに充実されることを強く望むところです。

以上のような理由から、巨大地震等の災害を想定した防災対策の充実を進めることを強く切望するものです。

以上4点、御理解を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（服部英二夫君） ありがとうございます。

ただいま請願書4件の趣旨説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

まず、請願第1号について、何か御質疑がございましたら御発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部英二夫君） 特に御質疑もございませんので、質疑を終結します。

次に、請願第2号について、何か御質疑がございましたら御発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部英二夫君） 特に御質疑もございませんので、質疑を終結します。

次に、請願第3号について、何か御質疑がございましたら御発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部英二夫君） 特に御質疑もございませんので、質疑を終結します。

次に、請願第4号について、何か御質疑がございましたら御発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部英二夫君） 特に御質疑もございませんので、これで質疑を終結します。

続きまして、討論に入りますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部英二夫君） 異議なしと認めます。よって、討論に入ります。

討論は一括討論といたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部英二夫君） 討論がないようですので、討論を終結しますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部英二夫君） 異議なしと認めます。よって、討論を終結します。

これより上程されています請願書の採決を行います。

まず、請願第1号の採決を行います。

日程第 2 3、請願第 1 号、義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める請願書を採択することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（服部英二夫君） ありがとうございます。起立全員です。よって、日程第 2 3、請願第 1 号は採択することに決定しました。

続きまして、請願第 2 号の採決を行います。

日程第 2 4、請願第 2 号、教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願書を採択することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（服部英二夫君） ありがとうございます。起立全員です。よって、日程第 2 4、請願第 2 号は採択することに決定しました。

続きまして、請願第 3 号の採決を行います。

日程第 2 5、請願第 3 号、子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願書を採択することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（服部英二夫君） ありがとうございます。起立全員です。よって、日程第 2 5、請願第 3 号は採択することに決定しました。

続きまして、請願第 4 号の採決を行います。

日程第 2 6、請願第 4 号、防災対策の充実を求める請願書を採択することに賛成の方は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（服部英二夫君） ありがとうございます。起立全員です。よって、日程第 2 6、請願第 4 号は採択することに決定しました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

午前 11 時 3 分散会

○議長（服部英二夫君） 議員の皆様方には慎重な御審議ありがとうございました。また、加藤町長をはじめ執行部の方々には大変御苦勞さまでございました。

なお、議案質疑日は 9 月 8 日午前 9 時から再開されますので、御出席を賜りますようお願い申し上げます。ありがとうございました。